

# 公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会

## 役員選挙規程

### (総則)

第1条 役員選挙は、定款第18条に基づき本規程によって行う。

### (選挙管理委員会)

第2条 役員を選出するため理事会の承認を得て選挙管理委員会を設ける。

第3条 選挙管理委員会は、正会員のうちから3名以内の委員を選出し、委員長は互選とする。

2 選挙管理委員の任期は2年とする。

3 ただし、役員および、その選挙の候補者は選挙管理委員になることはできない。

第4条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

(1) 選挙の告示

(2) 役員候補者の受理、資格審査、候補者氏名の告示

(3) 投票および開票の管理と当選の確認

(4) 総会に選挙の結果を報告

(5) その他選挙に必要な事項

### (役員選挙)

第5条 理事、監事に立候補しようとする者、または推薦しようとする者は、選挙管理委員会に届け出る。ただし推薦届けの場合には、本人の同意を必要とする。

2 会員外の監事の定数は1名とする。

3 会員外の監事は、理事会の推薦を経て総会出席者の得票総数の過半数を得なければならない。

第6条 立候補、推薦候補の届出締切りは総会の3か月前とする。

第7条 選挙は立候補のあった者について、総会において無記名投票により行い、理事及び監事については連記制とする。

第8条 選挙は次の順に行う。理事、監事。

第9条 当選者は、高得点順に定める。

### (無投票当選)

第10条 候補者は役員定数を越えないときは、無投票で当選者を定めることができる。

### (選挙権および被選挙権)

第11条 選挙権および被選挙権は、会費を完納している者に限る。

2 会員外の監事はこの限りではない。

### (規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て総会で報告しなければならない。

### 附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和5年3月21日より施行する。

3 この規程は、令和7年3月2日より施行する。

4 この規程は、令和7年8月9日より施行する。